く対策のポイント>

今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行って いるフードバンクの役割が重要となっていることから、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

く事業の内容>

く事業イメージ>

○ フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために** 必要となる経費を支援。

《対象経費》

食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる、

- ①運搬用車両
- ②一時保管用倉庫(冷蔵庫・冷凍庫を含む。)
- ③入出庫管理機器等

の賃借料

《補助率》定額(補助上限額500万円)

《補助対象期間》令和3年1月8日~12月31日

《要件》

- 「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表) に基づく又は準じた食品の取扱いを行っていること。
- ・緊急事態宣言による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図る ため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

食品関連 フードバンク 事業者 メーカー・卸・ 小売等

Super Market

食品の受入れ・提供を 拡大するために必要とな る経費を支援

- ①運搬用車両
- ②一時保管用倉庫

(冷蔵庫・冷凍庫含む)

③入出庫管理機器等 (ハンドリフト等)

子ども食堂等

- ・牛活凩窮者
- ・子ども食堂



・福祉施設

<事業の流れ>





フードバンク